

# 令和5年第5回五所川原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年4月12日（水） 午後3時

2 開催場所 五所川原市役所2階 会議室2BC

3 出席委員 19名

会 長

20番 森 義博

会長職務代理者

19番 小山内 清人

委 員

1番 金谷 広大

3番 外崎 高逸

4番 石岡 雅樹

5番 小林 達英

6番 秋谷 諭

7番 佐藤 善一

8番 石岡 清一

9番 一戸 孝志

10番 工藤 昇

12番 阿部 喜代志

13番 小笠原 進

14番 相馬 孝雄

15番 柳原 一夫

16番 白戸 裕丈

17番 中谷 徳善

18番 小野 列子

欠 席

2番 乗田 栄一

11番 佐藤 敬道

4 次 第

(1) 開 会

(2) 会長挨拶

(3) 議長選出

(4) 議事録署名者の指名及び書記任命

(5) 業務報告

## (6) 議 事

- 議案第 2 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について  
議案第 2 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について  
議案第 2 3 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定に係る決定について  
議案第 2 4 号 農用地利用配分計画案に係る意見について  
議案第 2 5 号 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について  
議案第 2 6 号 空き家バンク登録に係る農地の別段の面積及び区域の解除について  
報告第 6 号 農地法第 1 8 条第 6 号の規定による通知書の受理について  
報告第 7 号 農用地利用配分計画の認可について

## 5 その他

## 6 閉 会

## 7 参 与

### 農業員会事務局

|      |       |
|------|-------|
| 局長   | 一戸 武二 |
| 次長   | 西村 実洋 |
| 農地係長 | 松本 裕也 |
| 農政係長 | 工藤 知徳 |

### 農業委員会金木支所

|     |       |
|-----|-------|
| 支所長 | 秋村 正紀 |
|-----|-------|

### 農業委員会市浦支所

|     |       |
|-----|-------|
| 支所長 | 佐藤 勝秀 |
|-----|-------|

### 農林政策課

|    |      |
|----|------|
| 主事 | 太田 樹 |
|----|------|

(開会時刻 午後 3 時)

司 会 それでは、ただ今から令和 5 年第 5 回総会を開会いたします。  
はじめに、森会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 (あいさつ)

司 会 次に、議長選出ですが、総会規則により、森会長に議長をお願い  
します。  
森会長、よろしくをお願いします。

会 長 (議長席へ)

議 長 それでは、暫時の間議長を務めますので、議事進行につきまして  
して、ご協力をお願い致します。

まず、本委員会の在籍委員数は 20 名であります。本日の  
出席委員数は 18 名であり、定足数に達しており、会議が成  
立いたしました。

まず、次第 4 「議事録署名者の指名及び書記の任命」を行いま  
す。

五所川原市農業委員会会議規則第 26 条に規定する署名者  
の指名ですが、私から指名させていただくことに、ご異議ご  
ざいませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 異議なしの声がございましたので、それでは私から指名させ  
ていただきます。

議事録署名者には、1 番 金谷 広大 委員

3 番 外崎 高逸 委員のご兩名を指名いたします。

また、書記には工藤農政係長を任命いたします。

議 長 なお、参与として、一戸事務局長、西村次長、松本農地係  
長、秋村金木支所長、佐藤市浦支所長、農林政策課の太田主  
事をお願いいたします。

次に、次第 5 業務報告を参与から報告していただきます。

参 与 (報告)

令和5年3月28日午前9時30分から、市役所2階会議室においてあっせん委員会を、千葉達美推進委員と事務局であっせんにあたりました。

3条有償移転事業4件、あおもり農業支援センター事業5件を適正に処理したことを報告いたします。

令和5年3月7日午前8時45分から、小林達英委員、櫛引富士太郎推進委員、鳴海和実推進委員で金木川倉地区の法務局照会1件。

令和5年4月5日午前9時30分から、佐藤善一委員、金澤榮推進委員で五所川原毘沙門地区の5条転用1件の現地調査を行いました。

議 長 ご報告ありがとうございます。

それでは、本日の議案に入らせていただきます。

議案第21号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 1 ページをご覧ください。

議案第21号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものであります。

申請件数は、有償所有権移転8件、無償所有権移転8件です。

2 ページをご覧ください。

1 番 大字俵元字重利、田1筆、合計 1, 408 m<sup>2</sup>

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

農業委員会あっせん総額 140,000 円の有償移転です。

- 2番 金木町嘉瀬萩元、田4筆、合計4,894㎡  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
農業委員会あっせん総額1,401,000円の有償移転です。
- 3番 大字原子字紅葉、田1筆、2,459㎡  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
農業委員会あっせん総額250,000円の有償移転です。
- 4番 大字前田野目字桜ヶ峰、田1筆、合計6,936㎡  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
農業委員会あっせん総額1,000,000円の有償移転です。
- 5番 大字水野尾字清川、田1筆、合計491㎡  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
総額73,650円の有償移転です。
- 6番 大字福山字広富、畑1筆、240㎡  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
総額10,000円の有償移転です。
- 7番 大字小曲字豊成、田1筆、244㎡  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
総額1,000円の有償移転です。
- 8番 字一ツ谷、田3筆、740㎡  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
親から子へ贈与による無償所有権移転です。
- 9番 大字神山字境山、畑3筆、8,118㎡  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
贈与による無償所有権移転です。

- 1 0 番 大字藻川字村崎、田 6 筆、合計 2 0 , 8 4 0 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
贈与による無償所有権移転です。
- 1 1 番 大字前田野目字犬走、畑 2 筆、合計 1 , 7 8 2 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
贈与による無償所有権移転です。
- 1 2 番 大字飯詰字石田、田 4 筆、畑 2 筆、合計 1 0 , 7 3 9 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
親から子へ贈与による無償所有権移転です。
- 1 3 番 大字野里字奥野ほか、田 2 筆、畑 1 筆、合計 3 , 4 8 3 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
贈与による無償所有権移転です。
- 1 4 番 金木町川倉七夕野、畑 1 筆、合計 1 , 5 5 9 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
総額 170,000 円の有償移転です。
- 1 5 番 金木町嘉瀬端山崎ほか、田 3 3 筆、畑 9 筆、  
合計 8 9 , 8 2 2 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
親から子へ一括贈与による無償所有権移転です。
- 1 6 番 十三土佐、田 3 筆、合計 4 , 7 3 1 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
贈与による無償所有権移転です。

以上、皆様のお手元にお配りしています調査書のとおり、  
農地法第 3 条第 2 項の不許可要件に該当せず全て許可相当  
であると判断されます。

議長 議案第21号についての説明が終わりました。  
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第21号について原案のとおり許可いたします。

つづきまして、議案第22号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参与 12ページをご覧ください。

議案第22号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

農地法施行令第10条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。

申請件数は、使用貸借権設定1件です。

13ページをご覧ください。

1番 大字昆沙門字中熊石、畑1筆、365㎡

貸付人、借受人は記載のとおりです。

転用理由は個人住宅建築です。

申請地は、五所川原市役所から北東へ約4.7kmに位置し、良好な営農条件を備えている農地で、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農

地と判断されます。借受人は、現在青森市のアパートに住んでいるが高齢になる両親の面倒を見るため、実家近くに住みたいと考え、住宅新築を計画し土地を探したが、条件に合う土地が無かったことから、父の所有する農地を無償で借受け今回の申請に至りました。転用面積は一般個人住宅の目安となる 500 m<sup>2</sup>以内であり、土地利用計画については、西側は宅地、北、東側は農地、敷地周辺は高低差が無いため敷砂利で整地し、土砂の流出を防ぎます。農地は東側に広がっているが、資力・信用についても問題なく、転用にあたり許可相当であると判断されます。

申請地の位置については、14 ページをご覧ください。

議長 議案第 22 号についての説明が終わりました。  
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第 22 号について原案のとおり可決し、許可相当の意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。

議長 つづきまして議案第 23 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に係る決定について」を議題といたします。  
参与より説明をお願いします。

参与 15 ページをご覧ください。

議案第 23 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に係る決定について



五所川原市長から農用地利用集積計画作成のため協議があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。

件数は、利用権設定63件、所有権移転8件です。

16ページ、番号1番から63ページ63番までの利用権設定63件については皆様のお手元にお配りしています農業経営基盤強化促進法第18条の調査書のとおり許可要件を満たしております。

64ページ、番号1番から67ページ8番までの所有権移転8件につきましては、すべてあっせん委員会による「あおもり農業支援センター」農地中間管理事業によるものです。

議長 議案第23号についての説明が終わりました。  
閲覧時間を5分とりますので、閲覧をお願いいたします。

委員 (5分間閲覧)

議長 それでは時間となりましたので、利用権設定1番以外について審議いたします。  
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、利用権設定1番以外について原案のとおり決定いたします。

つづきまして、利用権設定1番については私に関する案件ですので、「農業委員会等の法律第31条の規定による

議事参与の制限」により立ち会うことができないことから退席いたします。議事進行は小山内職務代理者をお願いいたします。

(議長交代)

森 会長 (退 席)

小山内職代 それでは、ご質問がある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

小山内職代 ご質問がないようですので、利用権設定1番について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

小山内職代 ご意義がないようですので、利用権設定1番について原案のとおり決定いたします。

森 会長の入室を許可いたします。

(議長交代)

議 長 つづきまして、議案第24号「農地利用配分計画案に係る意見について」を議題とします。  
参与から説明をお願いします。

参 与 68ページをご覧ください。  
議案第24号「農用地利用配分計画案に係る意見について」五所川原市長から別紙のとおり農用地利用配分計画案について協議があったので、農業委員会の意見を求めるものがあります。件数は1件です。

別紙A3サイズの一枚用紙をご覧ください。

1 番 利用権の設定を受けるもの、設定するものは記載のとおりです。利用権を設定する農用地は大字広田字藤浦、田 2 筆、期間は 9 年。借り賃は 10a あたり 17,480 円です。受け手の決定理由は、借受希望者のうち経営地に最も近接です。

2 番 利用権の設定を受けるもの、設定するものは記載のとおりです。利用権を設定する農用地は大字姥菴字桜木ほか、田 15 筆、期間は 9 年。借り賃は 10a あたり 20,000 円です。受け手の決定理由は、借受希望者のうち経営地に最も近接です。

以上、配分計画案の利用権を設定する農地は、あおもり農業支援センターが借受けた農地の転貸となります。

受け手の選定については、中間管理事業の推進に関する法律に基づき、受け手の経営地と貸付け地が隣接している、又は貸付け地を作業受託していた等のルールにより市農林政策課が選定しています。

議 長 議案第 2 4 号についての説明が終わりました。  
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第 2 4 号について原案のとおり承認いたします。

つづきまして、議案第 2 5 号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 69 ページをご覧ください。

議案第25号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」青森地方法務局五所川原支局登記官より標記照会がありました。件数1件、

1番 農地の所在は、金木町川倉七夕野、田1筆、土地の所有者は記載のとおりです。変更後の地目は宅地です。

調査の結果、非農地であると判断され、事務局長名で回答したので承認を求めるものです。

議 長 議案第25号についての説明が終わりました。  
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第25号について承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第25号について原案のとおり承認いたします。

つづきまして、議案第26号「空き家バンク登録に係る農地の別段の面積及び区域の解除について」を議題といたします。

参与からの説明をお願いします。

参 与 70 ページをご覧ください。

議案第26号「空き家バンク登録にかかる農地の別段の面積及び区域の解除について」、農地法第3条第2項第5号の規定の適用を受け、下記のとおり別段の面積及び

区域の指定を受けた農地について、区域の指定を解除するため審議を求めるものです。

解除件数 1 件です。

農地の所在は大字高野字柳田、地目は畑、所有者は記載のとおりです。

空き家バンク登録にかかる農地の区域を五所川原東地区とし、別段の面積を 1 m<sup>2</sup>に指定しましたが、令和 5 年 3 月 1 0 日、農地法第 3 条許可申請書の提出があり承認されたので、解除するものです。

議 長 議案第 2 6 号についての説明が終わりました。  
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、原案のとおり決定すること  
にご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第 2 6 号について原案  
のとおり決定いたします。

以上、議案第 2 1 号から議案第 2 6 号まで全ての審議が  
終了いたしました。

報告につきましては、後ほどお目通しをお願いいたしま  
す。

事務局から何か報告等ございませんか。

事務局 (報告)

議 長 その他に何かございませんか。

議 長 以上をもちまして、本日の会議を全て終了いたします。  
慎重なご審議ありがとうございました。